

法人事業税

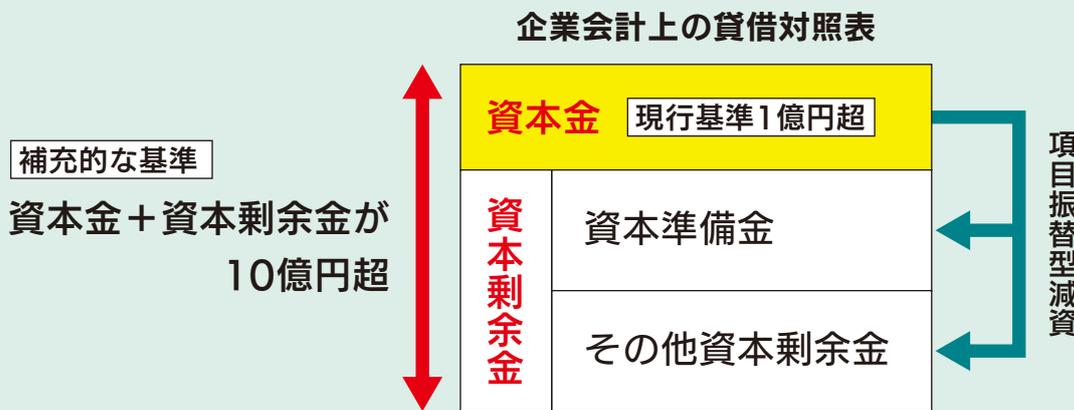
外形標準課税 適用対象法人の 見直しについて

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人について、これまでの「事業年度終了の日時点の資本金の額が1億円を超える法人」に加え、次に該当する法人も適用対象とする見直しを行いました。

これまでの基準では外形標準課税の適用対象ではなかった法人も、この見直しにより適用対象となる可能性がありますのでご注意ください。

適用対象 1 減資を行った法人のうち 次の要件をすべて満たす法人

要件①	前事業年度に外形標準課税の適用対象
要件②	事業年度終了の日時点の資本金の額が1億円以下
要件③	事業年度終了の日時点の資本金と資本剰余金の合計額が10億円超



適用関係：令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用

経過措置：令和7年3月31日までの間に「駆け込み」で減資を行った法人であっても、令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日時点の資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の適用対象とする

裏面もご覧ください



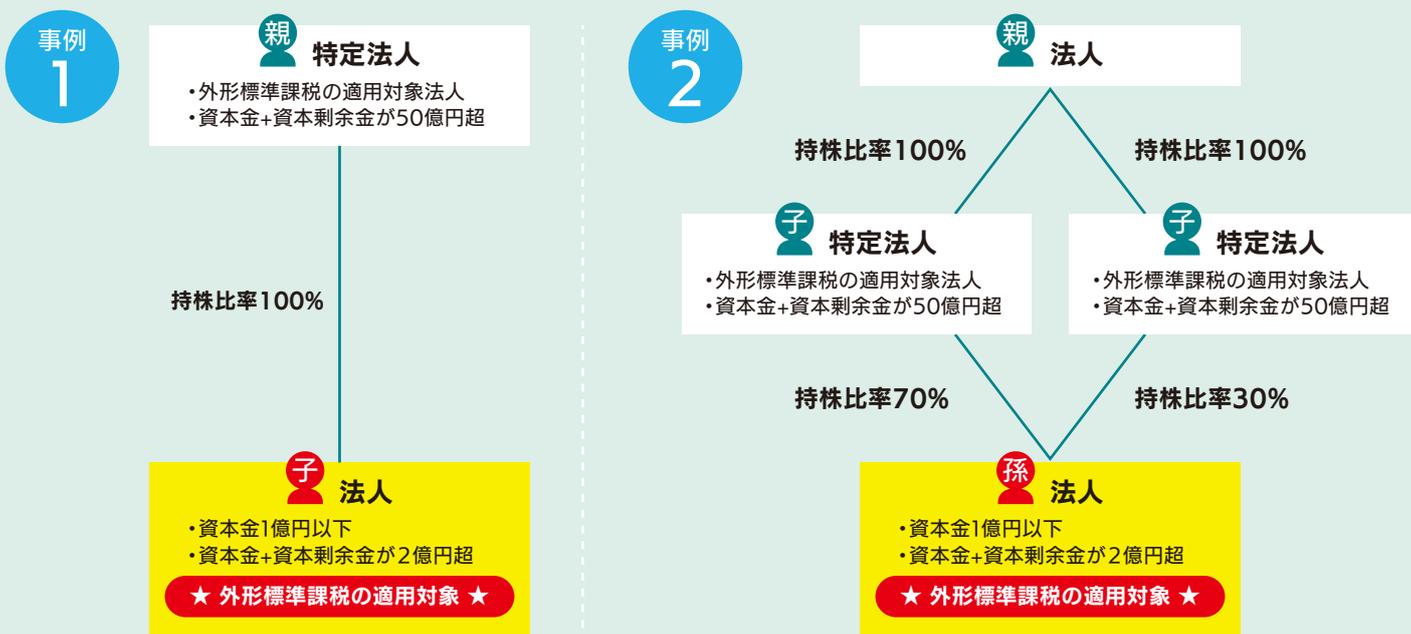
適用対象 2 100%子法人等のうち 次の要件をすべて満たす法人

要件①	事業年度終了の日時点の資本金の額が1億円以下の法人(※1)
要件②	資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等(※2)の100%子法人等
要件③	事業年度終了の日時点の資本金と資本剰余金の合計額(※3)が2億円超

(※1) 所得等課税法人(地方税法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く)をいいます。)以外の法人に限ります。

(※2) 外形標準課税の適用対象法人に限ります。以下「特定法人」といいます。

(※3) 令和6年3月30日以後に当該100%子法人等が行う資本剰余金を原資とした配当等により減少した金額を加算します。



適用関係：令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用

特例措置：産業競争力強化法に定める特別事業再編計画に基づいたM&Aによる100%子法人等については、本見直しにかかわらず外形標準課税の適用対象外とする

※当該100%子法人等が他の基準による外形標準課税の適用対象である場合は本特例措置の対象外

激変緩和措置：本見直しにより新たに外形標準課税の適用対象となる法人について、課税方式が変わったことにより税負担が増加した場合には、その増加した税負担を軽減する

中間申告義務の判定の見直しについて

以上の制度改革に併せて、法人事業税に係る中間申告義務を有することとされる外形標準課税の適用対象法人の判定に関する見直しを行いました。

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、**前事業年度に外形標準課税の適用対象法人であった場合には中間申告の義務がある**こととなりますのでご注意ください。